

爆発・火災

は労働者の命と、
会社の財産を一瞬で奪い去ります。

敦賀署管内で、爆発・火災事故急増中！！

今年発生した火災事故の事例

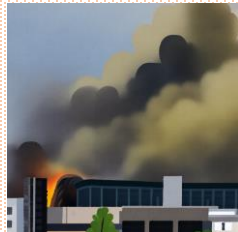


事例 1



溶接作業を行っていた倉庫内で火災が発生し、倉庫内で別の作業を行っていた労働者1名が死亡したものの。

事例 2



工場内において、木材チップを破碎し、乾燥する工程で、爆発・火災が発生して、作業場にいた労働者1名が死亡し、同工場内の労働者4名が負傷したものの。

事例 3



焼却炉の燃料としていた可燃ごみの中に、スプレー缶が混入していたことに気づかず火をつけて爆発して作業員1名が負傷したものの。

STEP 1

事業者トップが自ら安全宣言を表明することは、災害防止に極めて有効です。

事業者様におかれましては、右の安全宣言を行い、安全意識高揚を行いましょう。

STEP 2

火災防止のために、安全対策の点検を下の点検表に沿って実施し、必要な改善を講じましよう。

会社名

代表取締役



安全宣言・スローガン

安全対策の点検を今一度！！



番号	チェック項目	結果 ○ 実施済 △ 実施中 × 未実施	関係条文
爆発・火災防止のためのチェックリスト			
① 安全衛生管理体制等の確立			
1	法定の安全衛生管理体制の整備はなされていますか。（総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、作業主任者、産業医）		安衛法10条～14条
2	安全衛生委員会を開催し、調査審議事項を議題に挙げていますか。		安衛法21条～23条
3	構内下請事業場を含めて安全衛生活動を実施して、作業間の連絡調整を実施していますか。		安衛法30条の2
② 点火源対策			
4	危険物以外の可燃性の粉じん、火薬類、多量の可燃性の物質又は危険物が存在して爆発又は火災が発生するおそれのある場所において、火花若しくはアークを発生し、若しくは高温となつて点火源となるおそれのある機械等又は火気の使用を禁止していますか。		安衛法279条
5	引火性の物の蒸気、可燃性ガス又は可燃性の粉じんが存在して爆発又は火災が発生するおそれのある場所のつらら、引火性の物の蒸気又は可燃性ガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれのある場所において、電気機械器具を使用するときは、当該器具が火花に引火するおそれのある場所の危険のある濃度に達するおそれのない防護措置を講ずる防爆構造電気機械器具でなければ、使用を禁止していますか。		安衛法280条
6	通風等の不十分な場所での溶接等の作業時は換気していますか。		安衛法286条
7	静電気帯電防止作業服等の着用をさせていますか。		安衛法286条の2
8	立ち入り禁止の措置と表示をしていますか。		安衛法289条
9	消火設備を設けていますか。		安衛法289条
③ 避難設備、救急用具または保護具			
10	避難設備（2つ以上の出入口、直通階段、警報設備の設置・機能保持、避難設備の表示）は適切です。		安衛法546条～安衛法549条
11	救急用具の備え付けと点検、使用方法の周知は適切ですか。		安衛法633条

④ 作業の安全衛生対策（作業規程の作成状況）			
12	定常作業／非定常作業にかかる規程は整備していますか。		安衛法274条
13	作業方法と順序の決定とその周知は適切ですか。		
14	作業指揮者の選任とその者による作業の指揮は行われていますか。		安衛法275条
15	異常な事態に対応する規程の整備は行われていますか。その訓練は実施されていますか。		安衛法274条
16	緊急時の関係機関への連絡体制の整備とその周知は行われていますか。		
⑤ 作業の安全衛生対策（改造、周知、清掃、塗装、解体及び内部検査）等の非定常作業の安全衛生対策の実施状況			
17	作業計画の策定、関係労働者への周知は行われていますか。		安衛法275条
18	作業指揮者の選任とその者による作業の指揮は行われていますか。		安衛法275条
19	作業場所の引火性・可燃性ガス濃度の測定は行われていますか。		安衛法275条の2
20	作業を請け負わせる場合の発注者としての措置は適切ですか。		安衛法662条の4
⑥ 安全衛生教育の実施			
21	雇入れ時等の安全衛生教育の実施（作業手順・異常事態の対応にかかる作業規程・避難訓練等）を実施されていますか。		安衛法35条
⑦ リスクアセスメントの実施			
22	リスクアセスメントの実施とそれに基づくリスク低減措置は実施されていますか。		安衛法28条の2
23	リスクアセスメント等の結果の保存、リスクアセスメントの結果について安全衛生委員会が調査審議はなされていますか。		安衛法21条
24	SDSは事業場内で周知されていますか。		安衛法101条
⑧ 化学設備			
25	化学設備及びその附属設備については、2年以内ごとに1回、定期に、安衛法276条に掲げる事項について自主検査を行っていますか。		安衛法276条

